

## 【EU】食品表示規則の制定

海外立法情報調査室・植月 献二

\* 欧州連合(EU)は、2011年12月12日、食品表示の適用範囲を拡大し、併せて既存法令を廃する規則を施行した。表示対象範囲拡大の検討も行き、3年後から規定の適用を開始する。

### 1 制定の背景及び目的

我が国では、食品表示の一元化を図るため、消費者庁が消費者基本計画に基づいて2012年度中の法案提出を目指し、2011年9月に食品表示一元化検討会を立ち上げるなど、検討を進めているところである。

EUには食品のラベル貼付や成分表示の関係法令が多い。欧州委員会は、2008年1月30日、特定食品について個別に規定する法令を除いて法体系を簡素化し、食品表示の適用範囲の拡大を図るために、6指令及び1規則を廃止して1つの新規則に統合し、2規則を改正する提案を行った。3年越しの欧州議会、理事会の議論の結果、合意が成立し、制定された。

この規則(注)は、EU域内市場の円滑な機能を確保しつつ、消費者が食品の内容を理解を深め、健康に配慮した食品選択が可能となるように、食品包装等に表示する情報の具体的要件をより明確にすることを目的とするものであり、最終消費者に提供する食品及びその情報に関わる事業者すべてに適用される(第1条)。

### 2 規則の主な内容

規則は、全7章、55か条、附則15により構成される。以下主な内容を紹介する。

#### 【食品情報の原則及び一般要件等】

表示は、誤解を生むものであってはならず、正確かつ解りやすいものとし、広告や陳列にも適用する(第7条)。この分野におけるEUの措置で、公衆の健康に影響するおそれのあるものは、事前に欧州食品安全局と協議しなければならない(第5条)。

#### 【食品情報の内容と表示】

(a)名称、(b)原材料名、(c)アレルギー表示(附則IIに規定)、(d)原材料の分量、(e)内容量、(f)使用期限、(g)特定の保存・使用条件、(h)販売者名・住所、(i)原産国・原産地、(j)必要な利用説明、(k)アルコール度数(1.2%以上)、(l)栄養成分、を必須項目とする(第9条第1項)。ただし、表面積が10cm<sup>2</sup>以下の包装・容器の場合には(a)(c)(e)(f)の表示で足りる等の特則を定めている(第16条)。そのほか、個別の注意書が必要なものは附則IIIに規定される(第10条)。通信販売の場合でも、購入契約に先立って(f)を除く情報を提供しなければならない(第14条)。表示文字の条件は第13条に規定されている。なお、遺伝子組換え食品については、別の規則((EC)1830/2003)によりその表示が義務付けられている。

#### 【原材料の表示】

すべての原材料を多い順に表示する。ナノ材料は「(nano)」という表示を付加してすべて表示する。植物油脂はその由来植物名も表示する(附則Ⅶ)(第18条)。青果物や炭酸水等の第19条に規定する食品の原材料表示は免除される。

#### 【原産国・原産地表示】

他の法令の規定により蜂蜜、青果物、魚介類、牛肉及び牛肉製品、オリーブ油には原産国・原産地表示が必要であるが、食品情報が消費者に原産地を誤解させるおそれがあるもの、附則Ⅺに規定する豚、羊、山羊及び家禽の肉並びに食品の半分を超える原料の原産地が当該食品表示のそれと異なるものも、当該表示を必須とする(第26条)。

#### 【アルコール表示】

ワインには、別の法令が適用されるが、アルコール度数1.2%以上の飲料については度数を表示し、その誤差の許容範囲については附則ⅩⅡに規定する(第28条)。

#### 【栄養表示】

エネルギー、脂質、飽和脂肪量、炭水化物、糖類、たんぱく質、塩分又はナトリウムの量の表示を必須とし、原則として100g又は100ml中のそれらの量を記載する。ただし、附則Ⅴに規定する単一材料の未加工食品、香辛料その他栄養情報が購買判断基準にならない食品、包装が非常に小さいもの等は除外する(第16条)。

### 3 規定の適用・懸案事項の検討

この規則は既に施行されているが、規定の実際の適用開始及び該当法令の廃止は、2014年12月13日である。現行規定が表示義務を課していない食品について、同日までに欧州委員会が検討すべきものがあり、同委員会は、アルコール度数1.2%以上の飲料の原材料名及び栄養分表示(第16条)、牛、豚、羊、山羊及び家禽以外の肉、生乳及び乳製品、未加工食品、単一原材料の食品、食品の半分を超す原材料、肉を原材料とする加工食品の原産国・原産地表示(第26条)、トランス脂肪酸の含有に係る栄養表示(第30条)等の表示義務の必要性について報告し、又は提案も行う。なお、第9条第1項(I)(栄養表示)については2016年12月13日、附則ⅥB部(挽き肉の名称に関する特別要件)については2014年1月1日から適用する(第55条)。

注(インターネット情報は2012年3月22日現在である。)

・“REGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulations (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directives 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004,” *Official Journal of the European Union*, L304, 22.11.2011, pp.18-63.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:304:0018:0063:EN:PDF>>